

第5回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日(水) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 13人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 上野 悟 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則

7番 得納 逸二 8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭

11番 日南田貴美 12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子

14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 10番 荻田 光

5. 議事録署名委員の指名 9番 鈴木 義昭 11番 日南田貴美

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第27号 非農地証明申請について(7件8筆)

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)

第2 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(3) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について

(4) 農業相談について

第3 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 山口 徹・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) 開会 13時30分

事務局 定刻となりましたので総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中に席を立たれるときは、議長の了解を得て退席してください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 はい、皆さんこんにちは。春の農作業も一段落された方もおいでになりました。もう少しと言われる方もおいでかもしれませんが、ほんと暑い日が続く中、体調には十分気を付けて作業されるようお願いをしていきたいと思っております。さて全国農業新聞5/20に、我らの作田副会長の法人がスマート農業で取り上げられておりましてうれしいと思っております。それと同じ日に農

地違反転用者の記事、こうしてみますと結構あるんですね、世羅町においてもいくつかあるのではと思いますのでそれをひとつひとつ潰して、事務局で確認をしていますが、皆さんも気が付かれましたら、持ち主の方にその様な話を是非していただきたい言うふうに思います。

はい、それでは第5回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任の委員は14人、本日の出席委員は13人です。欠席の報告が10番荻田委員からありました。それから13番桜井委員が遅れる連絡がありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、9番 鈴木義昭委員さん、11番 日南田貴美委員さんをお願いします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集27ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」です。この度、合意解約の関係で提出された方が5名おられます。(以下5件10筆について議案集により報告。)説明については以上です。

議長 はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員は1名のみ入室し、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただく事としますので、よろしくをお願いします。

(付議事項)

(議案第26号)

議長 それでは、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1件1筆)を議題といたします。報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明。)

(議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
■■■■■	■■■■■	(渡)高齢で耕作困難となり、農業後継者がいないため譲渡する。 (受)親戚であり、居住地からも近いので購入する。	西 槇橋 若山	畑1筆	312㎡

以上です。

議長 1件目について西委員さんより報告をお願いします。

西委員 21日に現地確認しました。聞き取りしたところ、親戚であるために譲り渡したいということでありました。現地はシートを張っており、一部、野菜を植え

てありました。3m幅の 20m位ですかね、写真のとおり野菜が植えてありました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第 27 号)

議長 続きまして、議案第 27 号「非農地証明申請について」(7件8筆)を議題といたします。報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 6 ページをご覧ください。議案第 27 号「非農地証明申請について」です。

(議案第 27 号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月	証明を受けようとする理由	現地調査委員
		畑 1 筆 234 m ² (現況宅地)	H16 年頃	地目変更 (始末書提出)	横奥・原田・黒木清
		畑 1 筆 116 m ² (現況原野)	H2 年頃	地目変更 (始末書提出)	綿谷・神尾・中村
		畑 1 筆 85 m ² (現況雑種地)	S46 年頃	地目変更	西・横橋・若山
		畑 1 筆 42 m ² (現況雑種地)	S58 年頃	地目変更 (始末書提出)	西・横橋・若山
		田 1 筆 313 m ² (現況宅地)	S50 年頃	地目変更 (始末書提出)	西・横橋・若山
		畑 2 筆 199 m ² (現況雑種地)	S50 年頃	地目変更 (始末書提出)	溝上・若山・下野
		畑 1 筆 73 m ² (現況雑種地)	S50 年頃	地目変更 (始末書提出)	溝上・若山・下野

事務局 (議案集により 1 件目の申請内容について朗読説明。)

議長 1 件目について横奥委員さんより報告をお願いします。

横奥委員 横奥です。5 月 22 日、原田委員、黒木清毅委員と現地確認を行いました。特に問題はなかったことを報告します。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんから

の報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により2件目の申請内容について朗読説明。)

議長 2件目について綿谷委員さんより報告をお願いします。

綿谷委員 はい、18日(水)午前8時から神尾委員、中村委員、私、3人で現地確認しました。申請地については農地として復元することは無理であると思われます。その他気になるところは別にございません。以上確認した事を報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3から5件目の申請内容について朗読説明。)

議長 3件目、4件目及び5件目について西委員さんより報告をお願いします。

西委員 はい、これも21日に行ってまいりました。3件目ですが、県道の拡張工事で、家の前を通っていた県道が家の裏側を通る形になって家の中が丸見えになると言うことで、石の大手と木を植えて、防音対策も兼ねたと思われます。

4件目は、河川工事の改修で県が全部買い取ってくれなかった土地が、ちょうど浄化槽設置時期だったので、その後へ浄化槽を設置したということです。

5件目、先代が約60年前に、資材置場と農機具倉庫がないので、建てられたものと思われます。県道側に樹木を植えておられます。大体そんな状況でした。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により6から7件目の申請内容について朗読説明。)

議長 6件目、7件目について溝上委員さんより報告をお願いします。

溝上委員 はい、説明いたします。5月20日夕方6時頃、若山委員、下野委員と3人で現地確認をいたしました。これは24ページをご覧いただいたらいいと思いますが、6件目の申請者の家を挟んで反対側に、倉庫とか車庫とかあるい

は庭木等が植えてある訳ですが、現状は、議案の航空写真はシステムが変わって重なりが悪いので位置がずれておりますけども、非常に複雑な形で、6件目の申請者と7件目の申請者が入り混じってるんですね。ここの農地パトロールでは「これは地権者が違う」ということで調査は済めたんですが、今回、2人が親戚で、7件目の申請者はこっちへ帰られんで、6件目の申請者へ「全部もらってほしい」というようなことだったらいいです。それで現状が農地でないので一緒に整理されたということです。昭和50年頃、基盤整備うんぬんありましたが、どちらの方も全く認識がなかったようです。私もここずっと通るところなんで、ここが農地であったと言うことは全く記憶にございません。確認した結果、もうこれ、農地に復元することはないし、非農地証明で処理されてよいと3人の意見が一致したところでございます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第28号)

議長 続きまして、議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは別冊議案第28号「農用地利用集積計画の作成について」説明させていただきます。2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。

世羅西地区6筆2,742㎡ 合計6筆2,742㎡

説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 XXXXXXXXXXからこの世羅町へ移ってこられるということでした。

5番 ハウスが建っているところですか。

事務局 ハウス栽培で販売ではなく、家庭菜園で管理されるようです。

議長 何れにしても、住んでもらえると言う事は良いことですな。

議長 他には何かございませんか。

議長 ございませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
議長 はい、どうもありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は、全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長よろしく願いいたします。

(議長交代・作田副会長が進行) 13時44分
(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集28ページをご覧ください。報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」相続の関係でございます。(以下議案集により朗読説明)

(報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
■■■■	■■■■ ■■■■	畑4筆田3筆 計8,824㎡	H16年10月4日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■	田8筆 計5,878㎡	H30年5月5日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■	畑3筆田4筆 計8,548㎡	R3年7月11日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■	田1筆 計345㎡	H27年4月13日	■■■■より相続

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集30ページをご覧ください。報告事項(3)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について」です。

(報告事項(3)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について」内容)

申請者	台帳地目等	転用目的	当時の工期等	履行延期となった理由	履行延期期間
(受) ■■■■ ■■■■ (渡) ■■■■	田2筆 2,011㎡ 第2種農地 農用地区域外	太陽光パネル設置	完成 R2.3.26	現場までの進入路が県による河川工事により、通行が困難であった為、河川工事が完了してからの着工となり現在に至る。河川工事がR4年3月に竣工した為、着工を進める。	R4.6.30

(受) [] [] (渡) []	田 1 筆 538 m ² 第 2 種農地 農用地区域外	太陽光パ ネル設置	完成 R2.3.26	現場までの進入路が県による 河川工事により、通行が困難 してからの着工となり現在に であった為、河川工事が完了 至る。河川工事が R4 年 3 月に 竣工した為、着工を進める。	R4.6.30
---------------------------------	--	--------------	---------------	---	---------

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。
議長 はい、事務局からの説明が終わりました。
議長 報告事項(4)「農業相談について」事務局より報告を求めます。
事務局 はい、議案集 31 ページをご覧ください。報告事項(4)「農業相談について」
です。令和 4 年 5 月 11 日(水)宇津戸自治センターで上野委員・鈴木委員
と農業相談を行いました。相談が 1 件ございまして、相談内容は農地転用につ
いてです。水田を宅地に転用したいと思っているが手続きを教えてください。ま
だ相手の方は決まっています。回答及び参考事項ですが、農地を転用する場
合は 5 条の申請が必要になる。宅地造成のみでは許可できず、目的が必要で
す。一般住宅の転用の場合には面積要件があり、転用後必要な土地のみ転用許
可をするようになるため、分筆等が必要になる可能性がある。相手ははっきり
決まりましたら再度相談していただくように依頼しております。農業振興地
域の可能性もあるため、担当の産業振興課に確認されるよう併せて依頼して
おります。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いし
ます。

事務局 はい、それでは、議案集 32 ページをご覧ください。「今後の日程」でござ
います。議案へ記載ができていませんが、5 月 30 日認定審査会へ作田副会長
が出席されます。それから、5 月 31 日から 6 月 1 日にかけて、全国農業委
員会会長大会(東京都)が開催されますので、内海会長が、出席されます。(以下、
議案集により朗読説明)

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
6 月 1 日	農業相談	津久志自治センター	荻田委員 吉儀委員	9:30~
6 月 10 日	世羅町農業委員会役 員会	世羅町役場南館 2 階 打ち合わせ室	役員全員	9:30~
6 月 27 日	第 6 回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場南館 3 階 会議室 2	委員全員	13:30~

農業相談につきましては、新型コロナウイルス感染症等の状況によりまして、中
止とさせていただきます場合がございますので、その際には連絡の方、出席予定委員

の方へ、させていただきます。

以上です。

議長

はい、その他、事務局から何かございますか。

事務局

はい、情報提供にはなりますが、5月20日(金)の中国新聞で「AI・ドローンで耕作放棄地把握」尾道市と共同で行う予定です。この耕作放棄地の把握と言うのは例年行っていただいています農地パトロールにおいてタブレット等を活用して行う予定のものでございます。この中の予算で計上させていただいている世羅町の104万円はそのタブレットを使った衛星画像のソフト使用料とドローン等を使った判定に用いる費用が今年度予算で計上しています。例年であれば、5月末に農地パトロールの関係の説明会を行う予定ですが、現在、タブレット端末を国費を用いて導入する予定でございます。そちらの方の納期が、交付決定を待ってからという事になりますので、少しちょっと時間をいただくようになりますので、最適化推進委員さんには、今日付けで説明会の延期の関係につきましては、文書を通知させていただきます。7月中旬ぐらいを予定しています。

以上です。

議長

はい、委員の方で何かありますか。

議長

はい、4番委員。

4番

タブレットは、農業委員もあるんですか。

事務局

農業委員さんには、ありません。あくまでも、最適化推進委員が、農地パトロール、利用状況調査をするために準備しています。

4番

ドローンでこれを確認するのは世羅町がやるんですか。

事務局

そうですね、あの、現地が山間部にあったり、歩いて行けないようなところにつきましては、最適化推進委員さんと一緒に現地へ行って、ドローンを飛ばして画像の撮影が必要ですので委託をする予定です。

議長

はい、1番委員。

1番

ドローンを委託するのは、事前に「ここは使おう」ということを事務局で判断して頼むということですね。

事務局

そうですね。はい。

議長

はい、9番委員。

9番

はじめに委託して、事務局が見て、現地がよくわからんところを、実際推進委員が行ってみると言うことですか。

事務局

いえ、基本的には、推進委員さんには今までは紙の地図とか、記入していたものが、タブレットに変わります。それを持って現地は確認していただきます。その中で、例えば、山の中でも通常入れない様な所があれば、またご連絡をいただいて、その部分についてはドローンを飛ばさせていただいて、空撮をして、遊休農地かどうかというところを判断すると言う形になります。

1番

あくまでも推進委員さんが先にやってみてからということになる訳ね。推進委員さんが、先にタブレットを持ってやられると。「ああここは、ちょっと入れんし分らんぞ」と言うところを事務局の方へ連絡もらって、事務局が委託

をする。それで再度そこについてはドローンを使って判断するように。こう言う事ですね。

9番 予算に上限がありますよね。稼働によってはどうでしょうか。

事務局 そうですね。予算内で収まるのではないかと考えています。一日複数箇所は調査できるのではないかと。それ5日分を想定して予算化しています。

議長 その他何かありますか。

8番 先ほど事務局の方から、本日付で最適化推進委員さんへ、説明会を延期の連絡を発送したと言われたんですが、どういった内容、ただ、日にちの延期だけなのか、次回どんな内容で、どういうふうにする。と言うところまで連絡をされているのか、教えてください。

事務局 はい、具体的な所は書いてないですが、従来の方法ではなくタブレットを活用した農地パトロールを実施したいと考えていることと、その契約の準備等に時間がかかるため、説明会については7月以降を予定しており、日程等は詳細に決まりましたら再度通知しますので出席をお願いします。といった内容の文書を送ります。

8番 分かりました。7月の中旬ということは、それ以降のパトロールということになるわけですか。

事務局 はい、今年については申し訳ないのですが。

8番 それだと遅く始まる分、締め切りがその分遅く終わると言う形で対応されるということですか。

事務局 はい、そうなります。

8番 分かりました。

議長 はい、その他ありますか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第5回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の会場の片付けは、1番委員から7番委員さんでお願いします。ありがとうございました。

(閉会)

(14時15分)